

## 平成30年における「人権侵犯事件」の状況について（概要）

### ～法務省の人権擁護機関の取組～

法務省の人権擁護機関（以下「人権擁護機関」という。）は、人権侵犯事件調査処理規程（平成16年法務省訓令第2号、以下「処理規程」という。）に基づき、人権を侵害されたという申告等を端緒に、その被害の救済、予防に努めている。

平成30年（暦年）における取組状況は、以下のとおりである。

新規救済手続開始件数	19,063件	（対前年比	2.4%減少）
処理件数	18,936件	（対前年比	4.0%減少）

#### 【新規救済手続開始件数からみた特徴】

インターネット上の人権侵害情報に関する事件数が、前年に次いで過去2番目に多い件数を記録

1,910件（対前年比13.8%減少）

セクシュアル・ハラスメントに関する事件数が増加

410件（対前年比35.3%増加）

### 1 人権侵犯事件数（新規救済手続開始件数・処理件数）の動向

#### (1) 新規救済手続開始件数（図1）

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数は19,063件であり、対前年比で470件（2.4%）減少した。

（内訳）

公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,555件（対前年比496件（9.8%）減少）

私人等に関する人権侵犯事件数が14,508件（対前年比26件（0.2%）増加）

#### (2) 処理件数（図2）

処理した人権侵犯事件数は18,936件であり、対前年比で786件（4.0%）減少した。

（内訳）

公務員等の職務執行に関する人権侵犯事件数が4,518件（対前

年比563件(11.1%)減少)

私人等に関する人権侵犯事件数が14,418件(対前年比223件(1.5%)減少)

処理内識別にみると、「援助」<sup>(注1)</sup>が17,490件(全処理件数の92.4%)で最も多く、次いで「要請」<sup>(注2)</sup>が475件(同2.5%)、「説示」<sup>(注3)</sup>が66件(同0.3%)、「調整」<sup>(注4)</sup>が15件(同0.1%)となっている。

このほか、「措置猶予」<sup>(注5)</sup>が8件(同0.04%)、「侵犯事実不存在」が6件(同0.03%)、「侵犯事実不明確」が771件(同4.1%)、「啓発」<sup>(注6)</sup>を行ったものが42件(同0.2%)ある<sup>(注7)</sup>。

(注1) 法律上の助言を行ったり、関係行政機関や関係ある公私の団体等を紹介したりすること。

(注2) 被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。

(注3) 相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き示すこと。

(注4) 当事者間の関係調整を行うこと。

(注5) 事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して措置を講じないこと。

(注6) 事件の関係者や地域社会に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

(注7) 事件は1件で複数の措置を講ずる場合等があるため、処理件数と処理内訳の合計件数は必ずしも一致しない。

### (3) 特別事件

新規に救済手続を開始した人権侵犯事件数のうち、特別事件(処理規程第22条に規定されている重大な人権侵犯事件)の件数は1,581件で、前年に比べて234件(12.9%)減少した。

## 2 人権侵犯事件の類型別新規救済手続開始件数の動向

### (1) 住居・生活の安全関係事案(図3,4)

住居・生活の安全関係事案は3,730件(対前年比28.2%増加)で、全事件数の19.6%を占めている。

このうち、相隣間における騒音等の相隣関係から生じる事件の割合が30.5%(1,137件)を占めている。

### (2) 学校におけるいじめ事案(図3,5)

学校におけるいじめ事案は2,955件(対前年比6.8%減少)で、全事件数の15.5%を占めている。

### (3) 暴行・虐待事案(図3,6)

暴行・虐待事案は2,749件(対前年比14.6%減少)で、全事件数

の14.4%を占めている。

このうち、児童虐待事案については、453件（対前年比6.8%減少）である。

(4) 強制・強要事案（図3，7）

強制・強要事案は2,281件（対前年比12.8%増加）で、全事件数の12.0%を占めている。

このうち、セクシュアル・ハラスメントに関する事案については、410件（対前年比35.3%増加）である。

(5) プライバシー関係事案（図3，8）

プライバシー関係事案は2,257件（対前年比16.6%減少）で、全事件数の11.8%を占めている。

このうち、インターネットによるものの割合が71.5%（1,614件）を占めている。

(6) 労働権関係事案（図3，9）

労働権関係事案は2,106件（対前年比2.0%増加）で、全事件数の11.0%を占めている。

このうち、パワー・ハラスメントに関する事案の割合が65.4%（1,378件）を占めている。

(7) 教育職員関係事案（図3，10）

教育職員関係事案は1,106件（対前年比13.9%減少）で、全事件数の5.8%を占めている。

このうち、体罰事案については、201件（対前年比23.6%減少）である。

(8) 差別待遇事案（図3，11）

差別待遇事案は615件（対前年比21.7%減少）となった。

内訳では、障害者に関するものが235件、同和問題（部落差別）に関するものが92件、外国人に関するものが62件、高齢者に関するものが37件、疾病患者に関するものが26件となっている。

このほか、性自認に関するものが12件、性的指向に関するものが5件ある。

### 3 その他特徴的な新規救済手続開始件数の動向

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件（図12）は1,910

件（対前年比 13.8%減少）で、前年に次いで過去 2 番目に多い件数<sup>（注 8）</sup>を記録した（詳細は別添 6）。

（注 8）平成 13 年から実施している現行の統計報告要領における件数の比較による。  
なお、インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、統計報告要領で定められた区分とは異なる区分で件数を集計している。

#### 4 添付資料

- (1) 平成 30 年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例（別添 1）
- (2) 「人権侵犯事件」統計資料（平成 30 年）（別添 2）
- (3) 「女性の人権ホットライン」統計資料（別添 3）
- (4) 「子どもの人権 110 番」統計資料（別添 4）
- (5) 「インターネット人権相談」統計資料（別添 5）
- (6) 特集「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について」（別添 6）

図1

### 人権侵犯事件の新規開始件数の推移

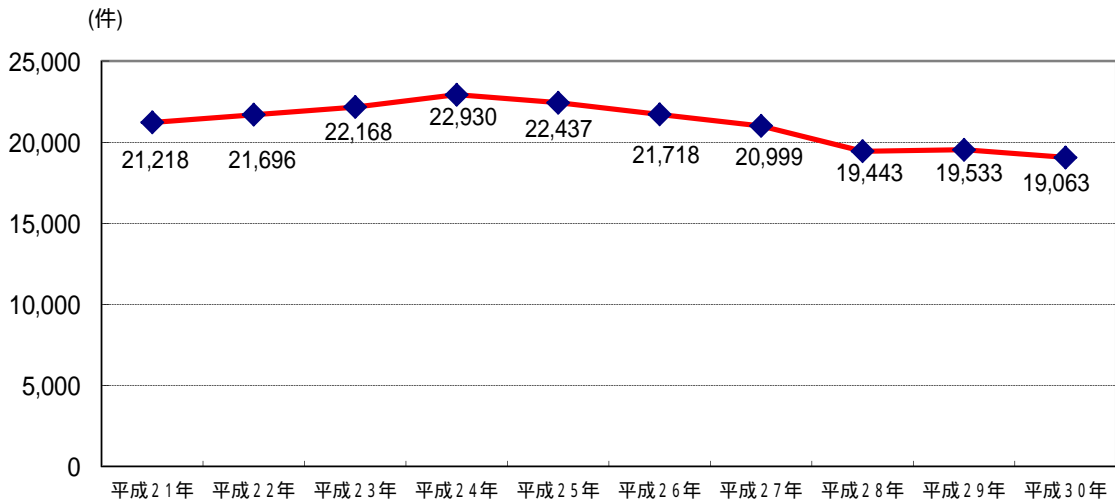


図2

### 人権侵犯事件の処理件数の推移

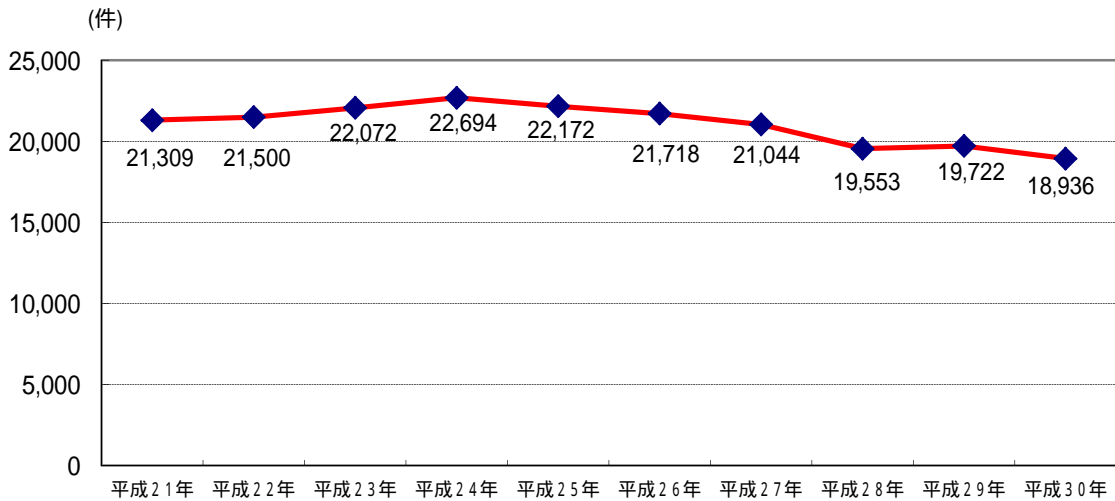
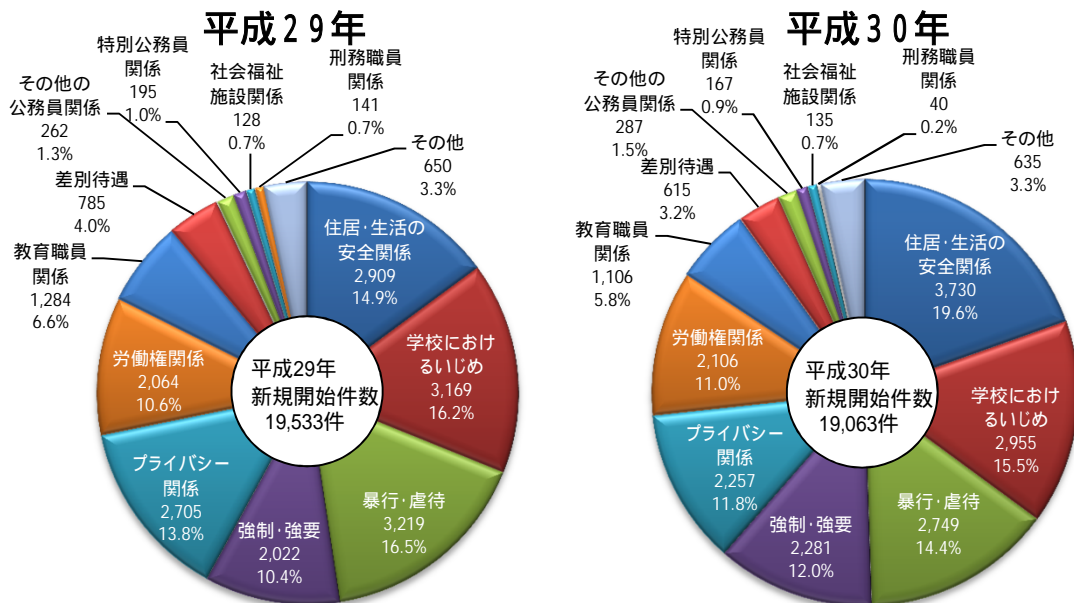
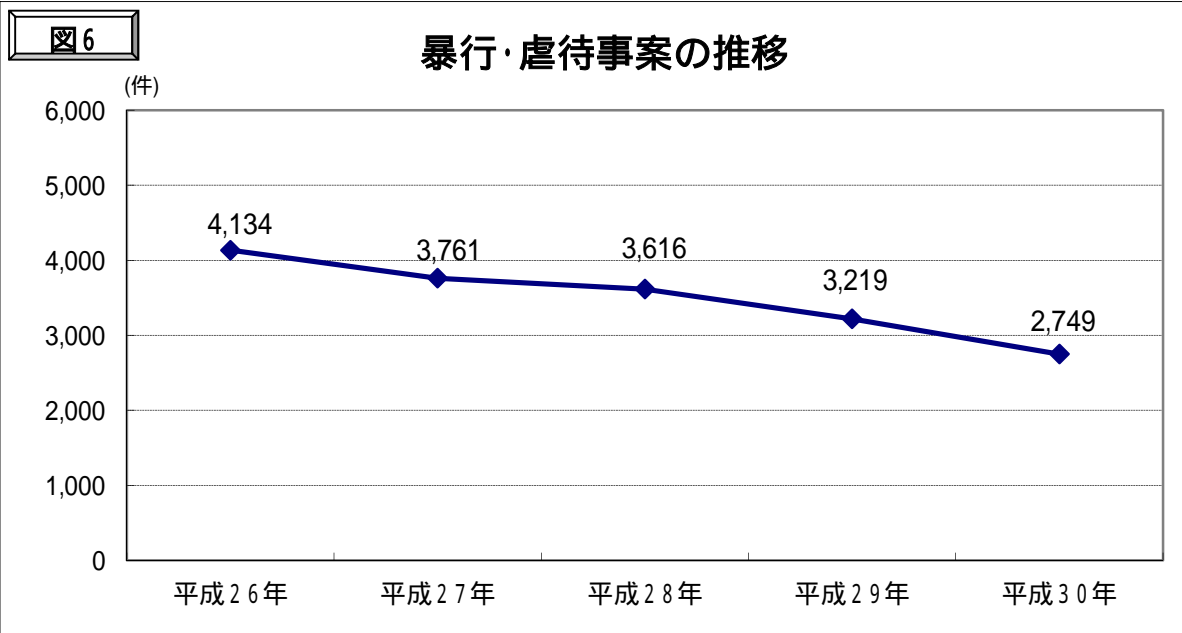
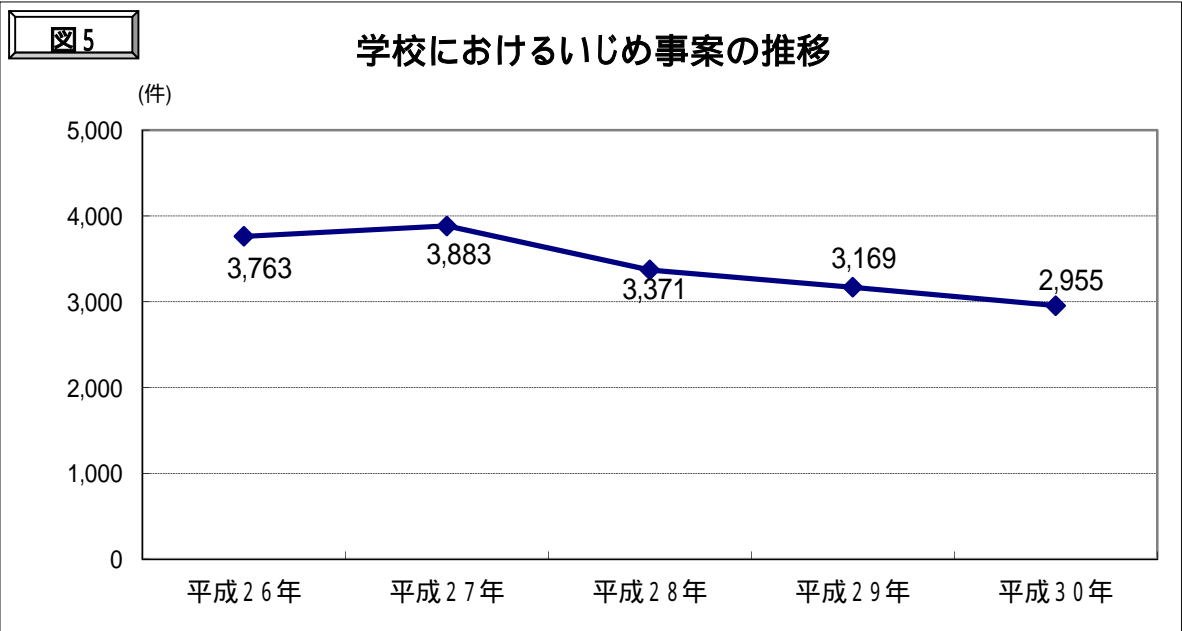
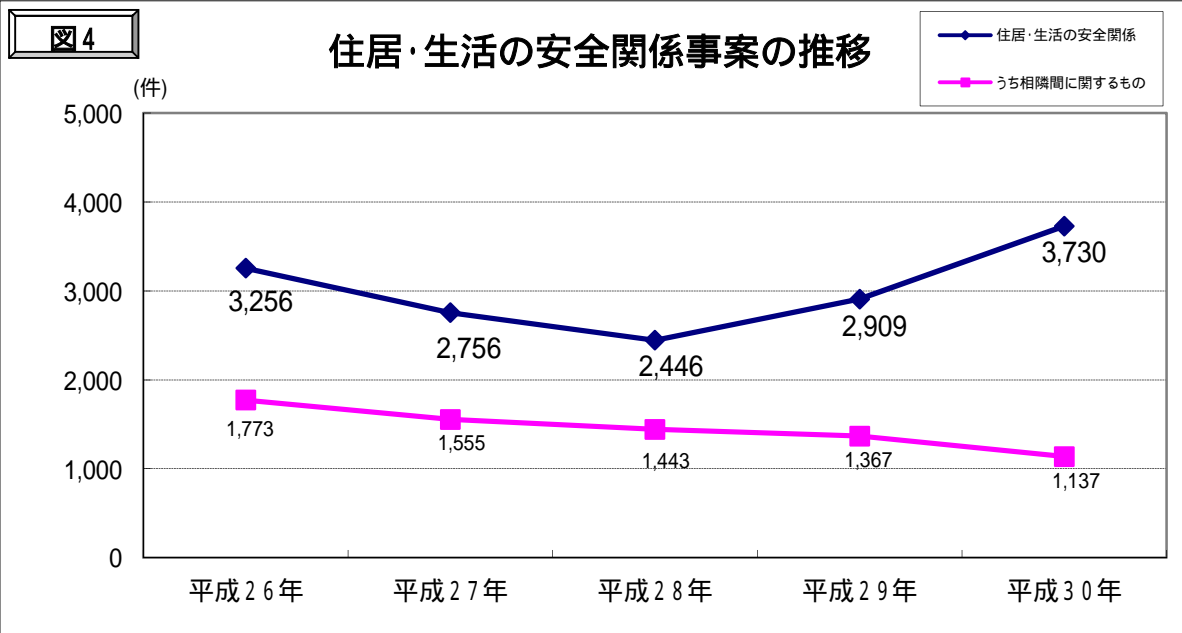


図3

### 人権侵犯事件の種類別構成比の比較





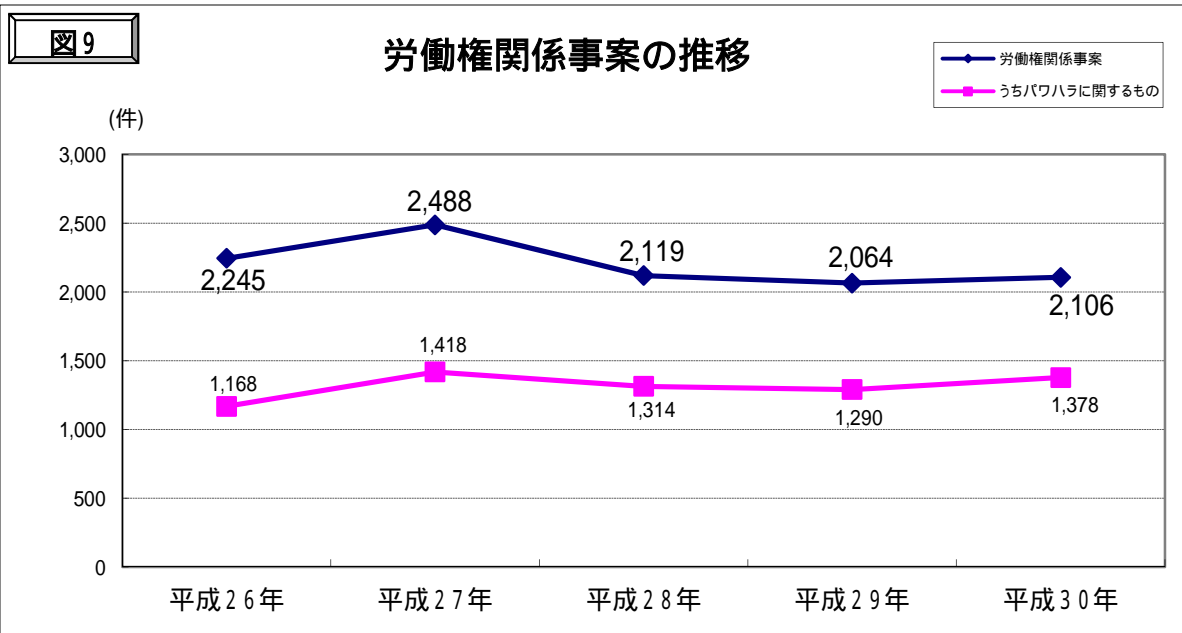
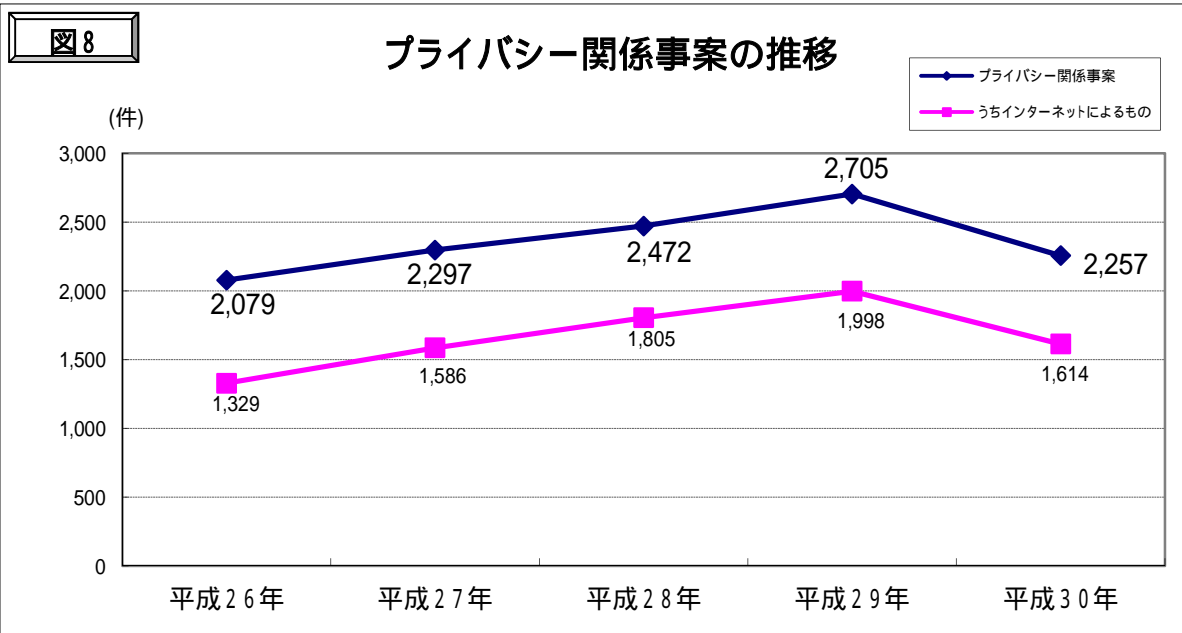
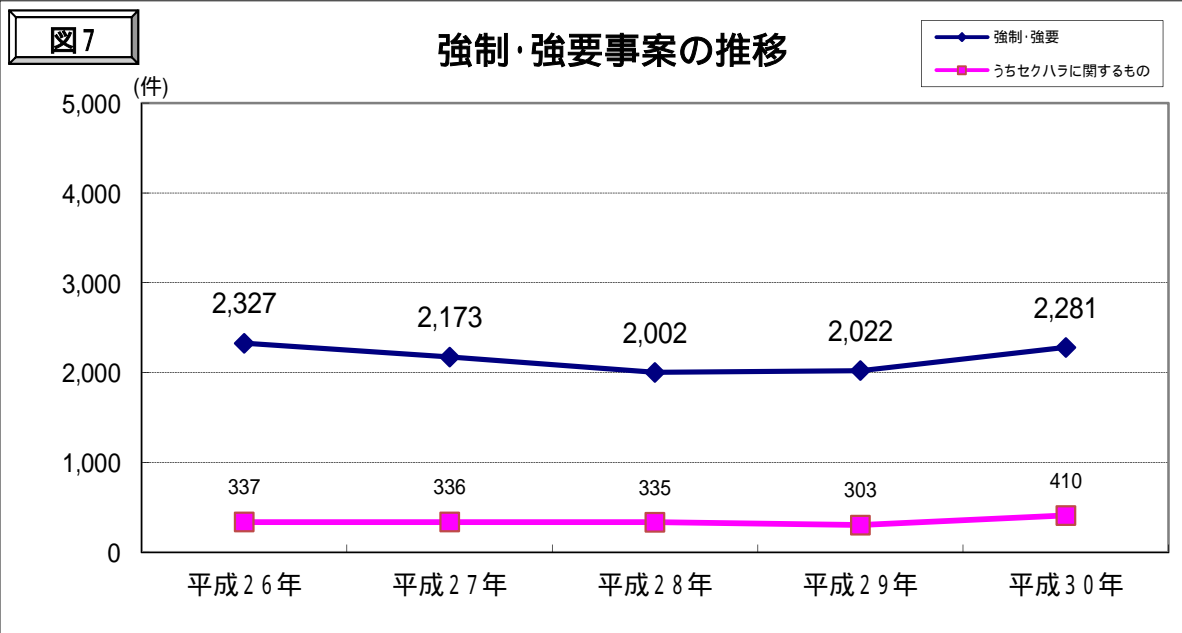


図10

### 教育職員関係事案の推移

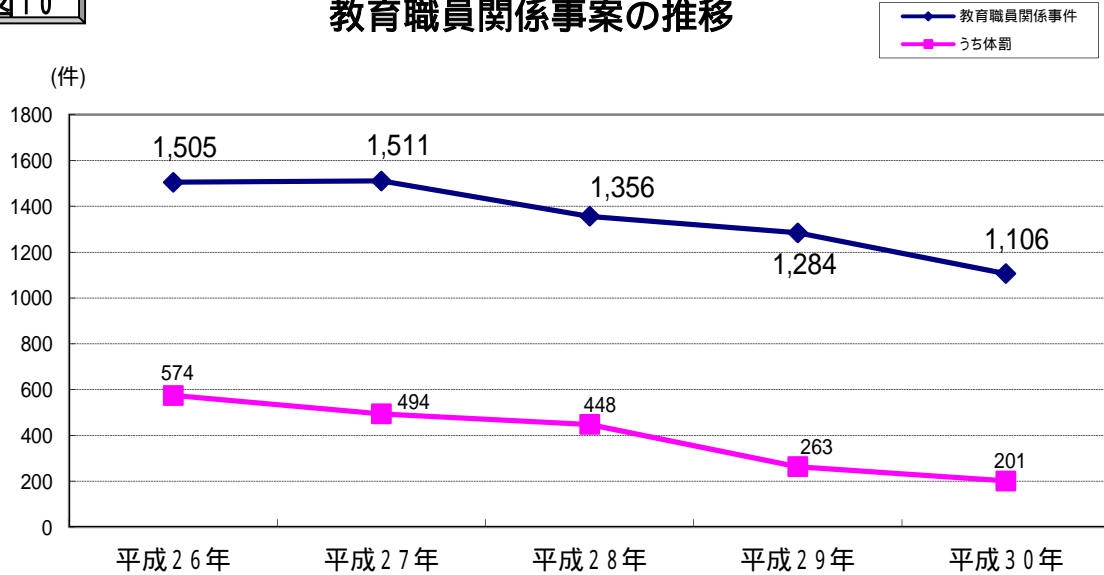


図11

### 差別待遇事案の推移

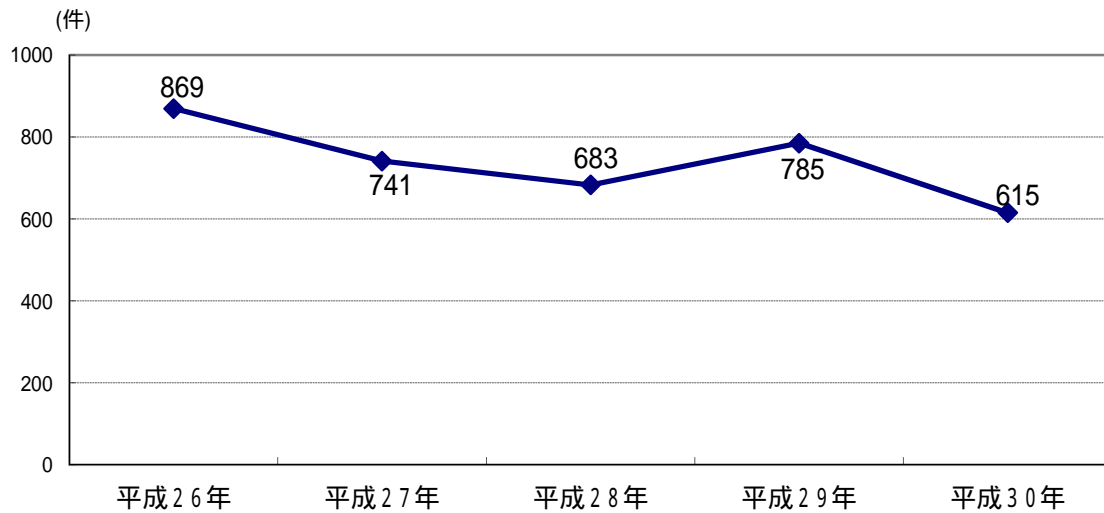
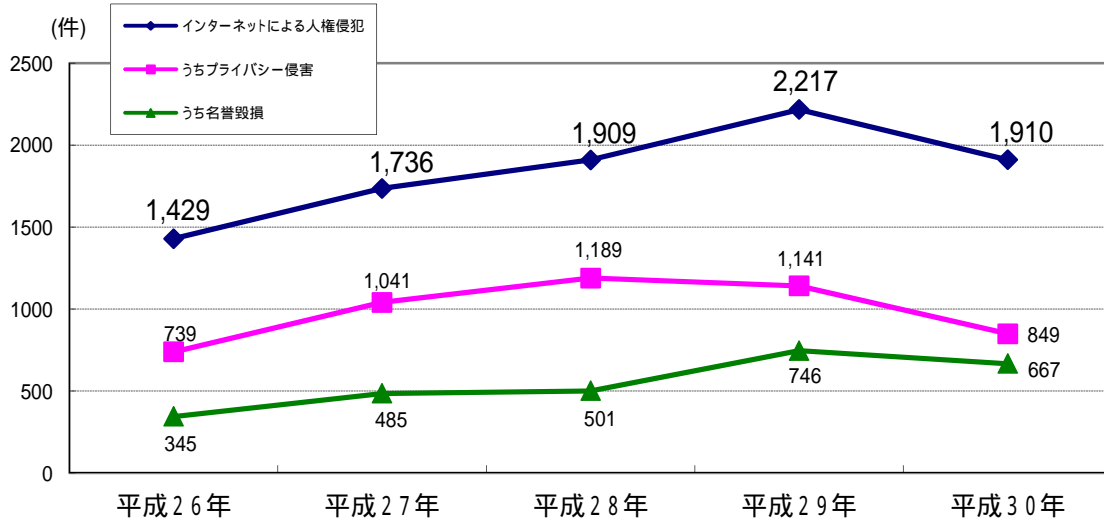


図12

### インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移





## 平成30年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた具体的事例

### (学校におけるいじめ事案)

#### 事例1 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

児童が、複数回にわたり、同級生から暴言を受けたり、蹴られたりするなどのいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わなかったとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、学校がいじめ防止のために必要な対策を十分に講じなかったことによりいじめが継続した事実が認められた。また、教育委員会においては、学校からいじめを認知した旨の報告を受けるも、学校に対して表面的な指示を行ったに止まり、被害者が不登校になるなど問題が重大化するまで、具体的な指示を行っていなかったことが認められた。

そこで、法務局は、学校及び学校を指導監督すべき立場にある教育委員会がいじめ防止対策推進法及びいじめの防止等のための基本的な方針にのっとり適切な対応を行っておらず、安全配慮義務を怠っていたとして、校長及び教育委員会教育長に対し、今後、同様のことを繰り返すことのないよう要請した。

(措置:「要請」)

#### 事例2 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生から、同級生からいじめを受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付された事案である。

法務局の調査において、学校は加害児童の行為を把握し、担任が指導するなどの対応を行っていたが、それがいじめであるとの認識がないことが分かった。

そこで、法務局は、学校にいじめとして対応することを要請したところ、学校はこれを了承し、いじめとして加害児童を指導するとともに被害者に対する見守り体制の充実を図った。

その後、人権擁護委員が被害者に学校の状況を確認する手紙をミニレターを同封して送ったところ、クラスは楽しい旨のミニレターが返送され、被害者が安心して学校に通っていることが確認できた。(措置:「調整」)

### (暴行・虐待事案)

#### 事例3 母親による子に対する虐待

小学生から、母親から髪を引っ張る、蹴る、叩くなどの虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに小学校及び児童相談所に連絡した

上で、小学校を通じて被害者と面会し、被害状況を確認したところ、被害者が虐待を受けている可能性があるとして認められたため、その日のうちに小学校及び児童相談所と協議を行い、被害者に対する見守りを徹底するとともに、情報を共有する体制を構築した。

法務局は、その後も関係機関と連絡を取り、被害者と面会するなど、継続して被害者の状況を把握することに努めていたところ、関係機関からの働きかけにより、母親の暴力がなくなり、家庭環境が改善したことが確認できた。

さらに、問題の背景に、子育てによるストレスの可能性がうかがわれたことから、小学校に対し、被害者の見守りのほか、母親へのスクールカウンセラーによる支援を依頼した。(措置:「援助」)

#### 事例4 父親による子に対する性的虐待

小学生から、父親から性的虐待を受けているとして、「子どもの人権SOSミニレター」が送付され、調査を開始した事案である。

緊急性があると判断した法務局は、直ちに児童相談所及び小学校に連絡した。また、関係機関が集まって、被害者に関する情報交換及び今後の対応について協議を行うとともに、法務局と人権擁護委員が被害者と面談し、被害者の承諾を得て、児童相談所に対応を引き継ぎ、被害者は一時保護されるに至った。あわせて、関係機関が連携して、被害者の見守り体制を構築することにより、被害者の安全を確保していくことを確認した。(措置:「援助」)

#### 事例5 母親のパートナーによる子に対する虐待

女子生徒と男子児童の姉弟が、母親のパートナーから、殴るなどの暴力や恫喝するような言葉を浴びせられるなどの虐待を受けているとして、女子生徒からインターネット人権相談受付窓口で相談がされた事案である。

法務局が、相談を受けた日のうちに児童相談所を始め、学校や関係機関に連絡を取り、それぞれの機関が被害者らの様子を見守りながら、情報共有を行っていくこととされた。法務局はその後被害者らの状況把握に努めていたところ、数か月後には、被害者らと母親のパートナーとの関係が改善に向かっていることを確認することができた。(措置:「援助」)

(強制・強要関係)

#### 事例6 職場の上司による部下に対するセクシュアル・ハラスメント

職場の上司から、容姿に関する中傷や意に反した性的発言などのセクシュアル・ハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、上司は被害者の容姿に関する中傷や日常的に性的発言を行い、被害者の就労環境を著しく悪化させたことが認められた。

そこで、法務局は、上司に対し、本件行為がセクシュアル・ハラスメントに

該当するものであり，被害者に精神的苦痛を与えるものであるため，今後，同様の行為を行うことのないよう説示した。（措置：「説示」）

（教育職員関係事案）

事例 7 公立高等学校教諭による体罰

公立高等学校の教諭が，同校男子生徒の左頬を右拳で 1 回殴り，その胸ぐらをつかんで身体を黒板に押し付けるなどした事案である。

法務局が調査した結果，複数の体罰行為が認められること，教諭が本件体罰についての管理職への報告を怠っていたこと等から，教諭に対しては，体罰の不当性を認識させ，今後，二度と体罰を行わないよう説示するとともに，校長に対しては，職員に対する指導をより一層徹底するよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

事例 8 保育士の保育園児に対する体罰

保育園児が保育士から体罰を受けたとして，母親から「子どもの人権 110 番」を通じて法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果，当該保育士が，指導の趣旨で，拳で被害者の頭を叩いた事実が認められた。

そこで，法務局は，当該保育士に対し，当該行為は指導の限度を超える有形力の行使に該当するものであり，その不当性を強く認識し反省するよう促し，今後，同様の行為を行うことのないよう説示した。

また，保育園の園長に対し，職員の監督，指導を徹底するなど，再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。（措置：「説示」「要請」）

事例 9 小学校教諭による不適切な対応

小学生から，同級生である被害者が担任教諭から叩かれたり，暴言を吐かれたりしているにも関わらず，学校が対応しないという内容の「子どもの人権 SOS ミニレター」が法務局に送付された事案である。

法務局において，情報提供元を秘匿しつつ，学校にミニレターの内容を伝えたところ，学校は既にその内容を概ね承知しているにも関わらず，教職員に対する具体的な指導を行っていないことが判明した。そこで，法務局側から，校長に対し，教職員に対する指導について新たな取組を導入するよう提案したところ，学校は，教職員に対してアンガーマネジメントの研修を実施するとともに，教職員の意見交換会の内容を見直すなどした。その結果，担任教諭は被害者に対する対応の仕方を工夫するようになり，また，学校全体で被害者を始めとする児童一人一人を見守る体制が構築され，被害者は落ち着いて登校できるようになった。（措置：「援助」）

(差別待遇事案)

事例10 市役所職員による視覚障害者に対する不適切な対応

視覚障害のある者から、市役所において、市長への要望をした際、文書でしか受け付けてもらえなかった、また、市役所職員から通知文書を手交された際、不服申立てが可能である旨を口頭で説明してもらえなかったなど、障害者に対する不当な取扱いを受けたとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、市役所においては、口頭による要望も受け付けており、被害者と市役所職員との間に認識の齟齬があったことが認められた。また、視覚障害のある者に通知文書を手交する場合、文書の内容を必ずしも口頭によって説明していない取扱いであることが認められた。

そこで、法務局が仲介し、被害者に対し、口頭による要望も可能である旨を説明したところ、被害者の理解を得られた。また、市役所においては、今後希望があった場合には、通知文書の内容を全文読み上げて説明するよう対応を改めることとされた。(措置:「調整」)

事例11 外国人に対する英会話教室入会拒否

外国人の子どもが、両親が外国人であることを理由に英会話教室への入会を拒否されたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、同教室を運営する会社では、両親が外国人であっても日本語でのコミュニケーションに問題がない場合には入会を可能とする旨の指示があったにもかかわらず、会社内で指示が十分に浸透していなかったため、同教室の入会手続担当者が両親が外国人であれば一律に入会を拒否するという取扱いを行っていたことが認められた。

そこで、法務局は、同教室に対し基本的人権尊重の理念について正しい理解を深めるよう啓発するとともに、双方に対し解決に向けて働きかけを行ったところ、外国人の子どもが入会することができる環境が整った。(措置:「調整」「啓発」)

事例12 同和地区出身者に対する差別的言動

同和地区出身であることを理由として、婚約者から婚約を破棄され、差別的な発言を受けたとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局が調査した結果、元婚約者から被害者に対して同和地区出身であることを理由とした不当な差別的言動があったことが認められたため、法務局は、元婚約者に対し、今後、同和問題に対する正しい理解を深め、同様の行為を繰り返すことのないよう説示した。(措置:「説示」)



## 「女性の人権ホットライン」統計資料

### 設置目的

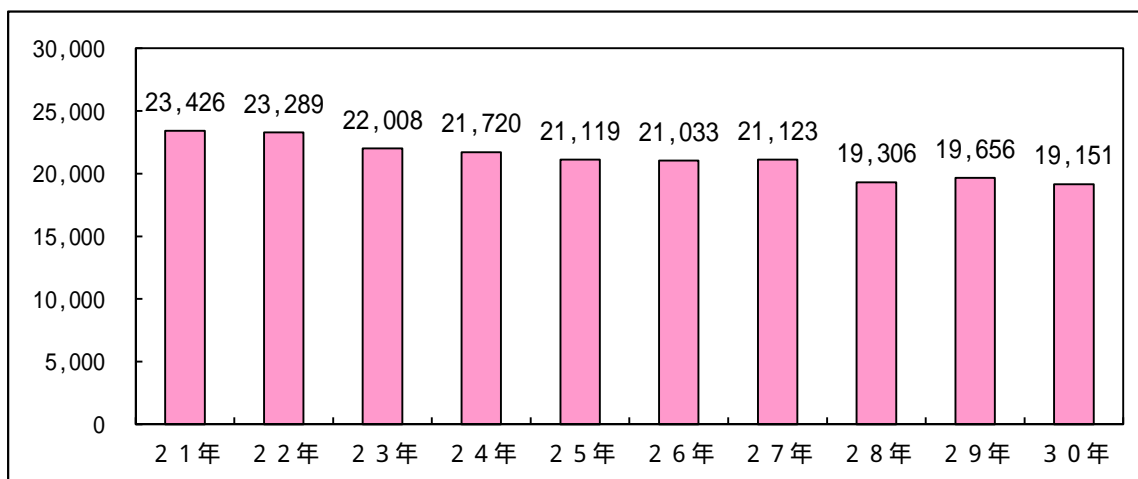
男女共同参画社会基本法の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者の救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通としている。

### 各年の利用件数と主な相談内訳（平成26年～30年）

相談内訳	平成	26年	27年	28年	29年	30年
暴行・虐待		1,694	1,727	1,591	1,108	1,006
強制・強要 (セクハラ・ストーカー除く)		1,338	1,413	1,202	1,068	839
セクハラ		412	378	368	338	496
ストーカー		383	306	321	346	395
その他		17,206	17,299	15,824	16,796	16,415
合計(件)		21,033	21,123	19,306	19,656	19,151

注) から までの件数は、女性を被害者とする相談の件数を計上している。

### 利用件数の推移（平成21年～30年）



## 「子どもの人権110番」統計資料

### 設置目的

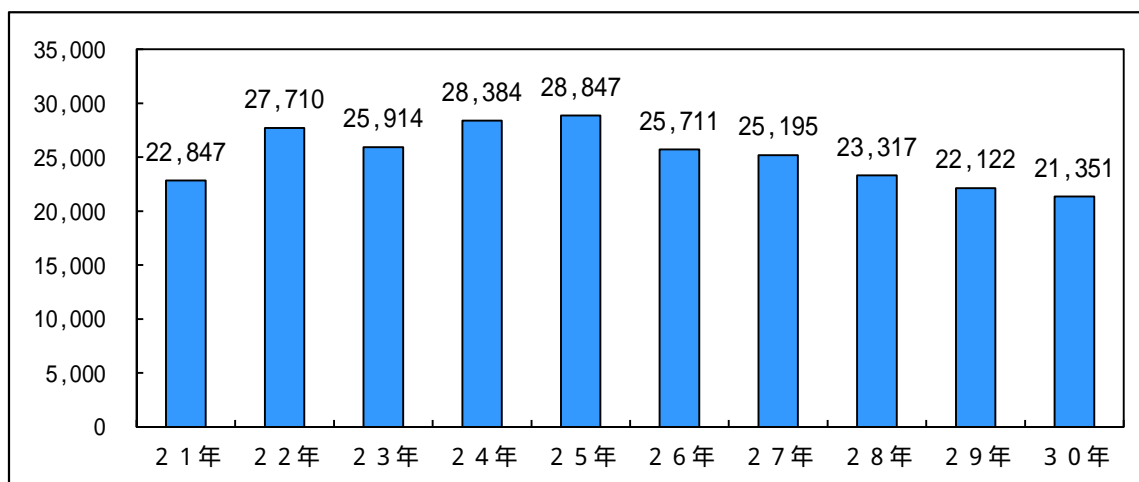
子どもをめぐる人権問題は、周囲の目につきにくいところで起こっていることが多く、被害者である子ども自身も、身近な人に話しにくいといった状況があることから、子どもが発する信号をいち早くキャッチし、その解決に導くため、全国50の法務局・地方法務局に、専用相談電話「子どもの人権110番」を設置し、いじめ、体罰、児童虐待等をはじめとした子どもの人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備した。また、相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から電話番号を全国共通とし、平成19年2月からフリーダイヤル化している。

### 各年の利用件数と主な相談内訳（平成26年～30年）

相談内訳	平成	26年	27年	28年	29年	30年
暴行・虐待		741	674	624	511	482
いじめ		3,384	3,657	3,020	3,029	2,955
体罰等		2,913	2,857	2,703	2,756	2,714
その他		18,673	18,007	16,970	15,826	15,200
合計（件）		25,711	25,195	23,317	22,122	21,351

注) の件数は、18歳未満の者を被害者とする相談の件数を計上している。

### 利用件数の推移（平成21年～30年）



## 「インターネット人権相談」統計資料

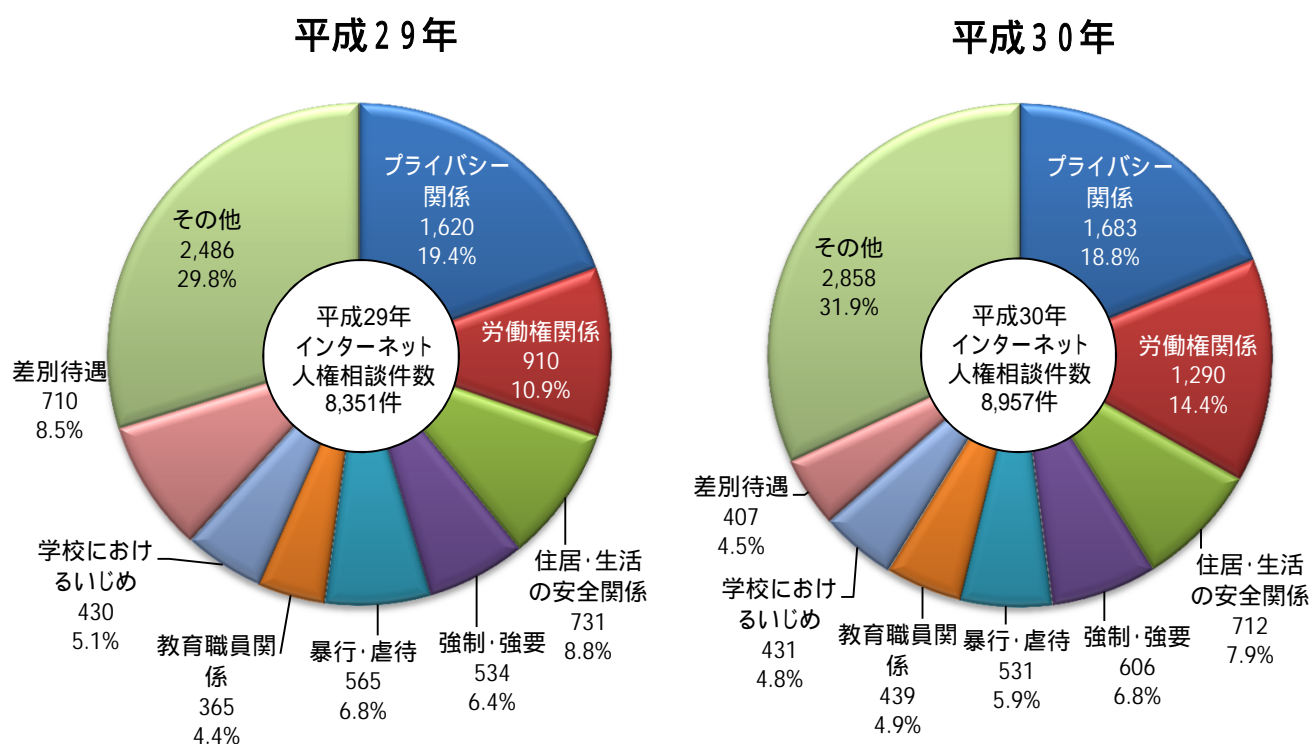
### 設置目的

若年層を中心に広く電子メールサービス等インターネットが利用されている状況を踏まえ、相談しやすい体制の強化を目的として、平成19年2月から、インターネットを利用した人権相談受付システムを導入、運用している。

### インターネット人権相談受付窓口 (<http://www.jinken.go.jp/>)

受付窓口は、子ども用(SOS-eメール)と大人用に分かれており、それぞれ、パソコンと携帯電話に対応している。また、平成28年3月からは英語及び中国語に対応した受付窓口を整備し、さらに、平成29年3月からはスマートフォンに対応した窓口を設置し、より利用しやすい環境の整備に努めている。

### インターネット人権相談種類別構成比の比較



### インターネット人権相談の特色

インターネット人権相談は、24時間いつでもフォームに入力して送ることができ、比較的気軽に人権相談のできる手段である。

人権相談の類型別内訳を見ると、他の手段も含めた全人権相談と比較して、プライバシー関係の相談の割合が高い(平成30年では、全人権相談におけるプライバシー関係の相談の割合は4.5%)。これは、プライバシー侵害、名誉毀損といったインターネット上の人権侵害情報に関する相談について、インターネット人権相談を利用することが多いためと思われる。

そのほか、相談者の年齢構成で見ると、高齢者の割合が極めて低く、18歳未満の児童の割合が高い。

なお、平成30年の特徴として、労働権関係に関する相談が前年から41.8%増加の1,290件となった。



## インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件について

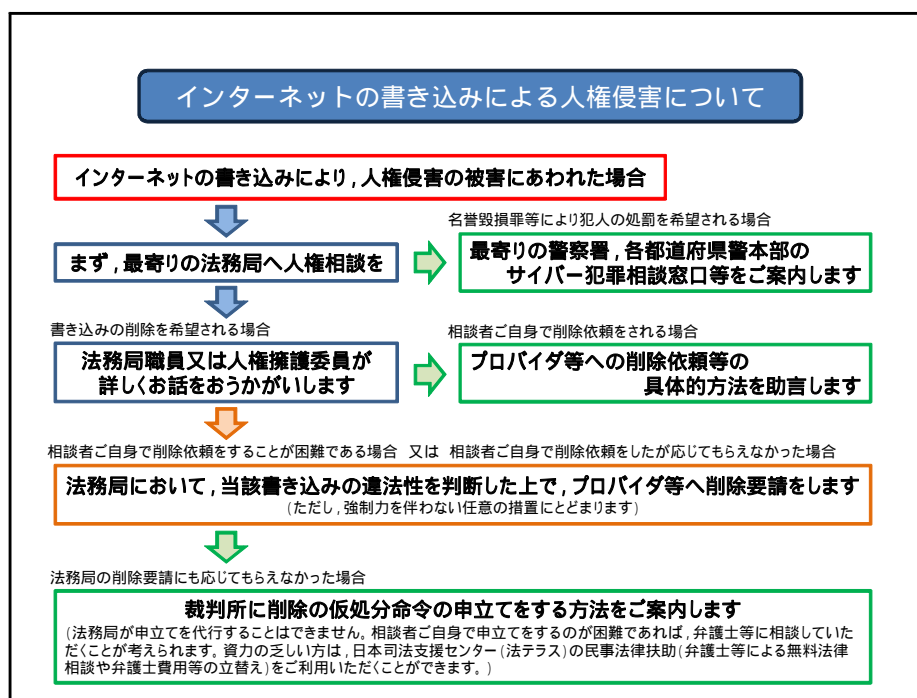
### 1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方、被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば、必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに、法令・判例に照らして違法性を判断し、名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には、人権擁護機関から、プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

なお、人権擁護機関に被害の相談があった場合の具体的な対応については、下図のとおりである。

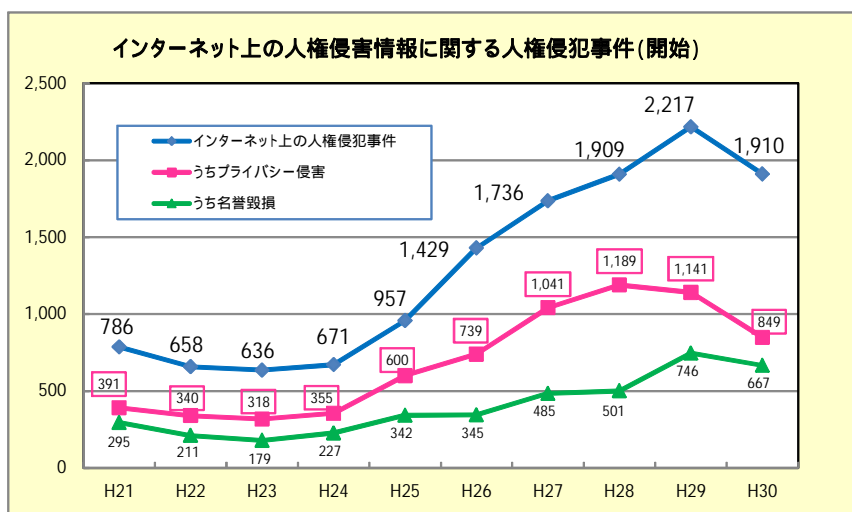


## 2 平成30年における人権侵犯事件の動向について

### (1) 新規救済手続開始件数について

平成30年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続を開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の2,217件を307件下回る1,910件(13.8%減少)である。前年に次いで、過去2番目に多い件数である。

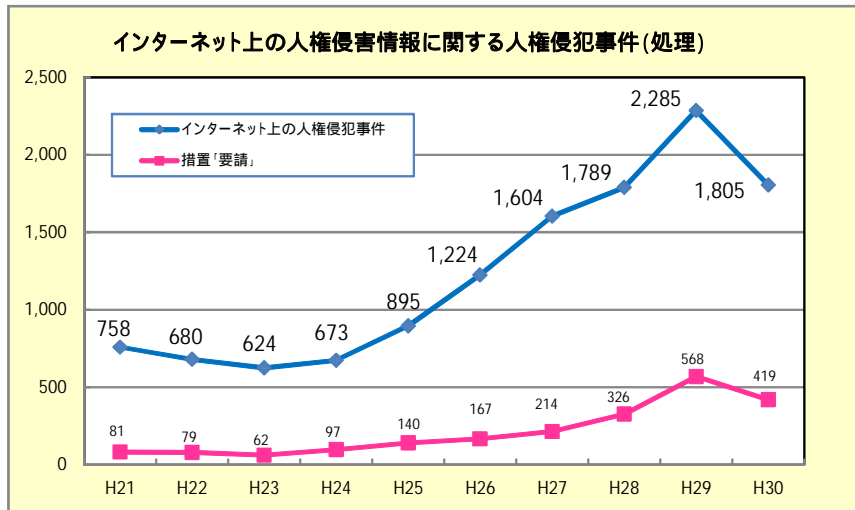
なお、このうち、プライバシー侵害事案が849件(対前年比25.6%減少)、名誉毀損事案が667件(対前年比10.6%減少)となっており、この両事案で全体の79.4%を占めている。



### (2) 処理件数について

平成30年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の2,285件を480件下回る1,805件(21.0%減少)である。前年に次いで、過去2番目に多い件数である。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が半数以上を占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、419件であった。



### (3) 具体的事例について

当機関が平成30年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

#### [事例1] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の複数のウェブサイトにて、自身の性的画像及び動画が掲載されているとして、被害者から法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像及び動画は、被害者がアダルトビデオ出演前の面接時に撮影された画像及び動画であり、公開を承諾していないにもかかわらず、無断で掲載されたものであった。当該画像及び動画は、被害者のプライバシーを侵害し又は名誉・信用等を毀損するものであると認められたため、法務局から各ウェブサイトの管理者等に対し削除要請を行ったところ、当該画像及び動画の多くが削除された。(措置:「要請」)

#### [事例2] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上のSNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)において、なりすましアカウントにより被害者の氏名及び顔の画像等が掲載されていたところ、被害者自身でSNSの運営会社に対し、なりすましアカウントの削除を依頼したが応じてもらえなかったとして、法務局へ相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該アカウントは被害者のプライバシーを侵害するものと認められたため、法務局からSNSの運営会社に対し削除要請を行ったところ、当該アカウントは削除されるに至った。(措置:「要請」)

#### [事例3] インターネット上における識別情報の摘示

インターネット上の掲示板に、実在する特定地域を同和地区であると摘示するとともに、当該地区の住民への差別を助長させるような内容が書き込まれている旨、法務局に情報提供がされ、調査を開始した事案である。

法務局で調査した結果，当該書込みは，特定地域の地域住民に対して，不当な差別的取扱いをすることを助長又は誘発するおそれがあり，人権擁護上問題があると認められたため，法務局からサイト管理者に対して削除要請を行ったところ，当該書込みが削除されるに至った。（措置：「要請」）

### 3 さいごに

法務局・地方法務局では，上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため，法務局での面談による相談窓口のほか，電話（みんなの人権110番：0570-003-110），インターネット（<http://www.jinken.go.jp/>）でも相談に応じている。

また，インターネットによる被害を未然に防ぐため，「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の強調事項の一つとして掲げ，各種啓発活動を実施しており，啓発教材「あなたは大丈夫？考えよう！インターネットと人権（三訂版）」を作成し，全国の中学校三年生を対象に配布した。

同冊子や，平成28年度に作成した啓発ビデオ「インターネットと人権～加害者にも被害者にもならないために～」等の啓発資料は，法務省ホームページ等（<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken88.html>）で公開している。

加えて，スマートフォンや携帯電話の普及ともあいまってインターネットの匿名性，情報発信の容易さを悪用した人権問題が特に青少年を中心に発生していることを受け，携帯電話会社等と連携して，児童・生徒等を対象とする人権教室を実施しているほか，インターネット人権フォーラム「あなたの子どもを加害者にさせないために」を開催する等の啓発にも取り組んでいる。

